

文書、工事施工・終了の確認及び報告書、請求書、伺書、支払命令書、工事発注者の工事費等受取り方法（領収書）を証する文書等、地方自治法財務規則に定められるこれら工事に関する全ての文書「対象文書1」という。）

(2) 謝罪文発出の起案文書及び〇月〇日の復命書（以下「対象文書2」という。）

(3) 第〇〇回国民文化祭決算書及び第〇〇回国民文化祭決算書作成に至る付随する領収書（以下「対象文書3」という。）

3 本件審査請求の理由

審査請求人が主張する審査請求の主たる理由は、審査請求書、反論書、再反論書及び補充理由説明書を要約すると次のとおりである。

(1) 対象文書1について

ア 平成〇〇年〇月〇〇日、三種町長宛てに〇〇〇〇〇〇円（以下「当該返金」という。）を返金した。その後、実施機関における当該返金の取扱いに疑義が生じたため、実施機関に説明を求めたが、納得のいく回答を得られなかった。

イ 本件処分において、対象文書1として簿冊名「H〇〇年度ピクチャーレール・ブラインドふるさと文化館」（以下「当該簿冊」という。）内の文書一式が実施機関から公開されているが、三種町財務規則（以下「財務規則」という。）に基づいた文書が他にも存在しなければならないはずである。

ウ 実施機関は、公開済みの文書以外に文書が存在しない理由の1つとして当該返金を歳入処理していなかった事を挙げているが、歳入処理しなかった事自体、公的機関としてあってはならない。予算の流用や分割発注等、他にも法令違反が見られることから言っても、他に文書が存在しなければならない。本件処分は不当である。

エ 弁明書において、第3の1(1)ウを公開したと実施機関は述べているが、公開されていない。

ウ 実施機関は情報公開条例の適用を誤っており、利害関係が無いとして非公開とした文書の公開をすべきである。

第3 実施機関の説明

実施機関の説明は、弁明書、再弁明書及び補充理由説明書を要約すると次のとおりである。

1 対象文書1に係る説明

(1) 平成〇〇年〇月から〇月にかけて、山本ふるさと文化館にて当該取付けを実施し、担当職員は次の文書の作成及び収集を行った。

また、当該取付けを実施するに当たって、審査請求人からの当該返金を費用の一部に充てた。

- ア 〇〇〇〇年〇月〇日付け見積書（見積額：〇〇〇〇〇〇円）
- イ 〇〇〇〇年〇月〇〇日付け見積書（見積額：〇〇〇〇〇〇円）
- ウ 〇〇〇〇年〇月〇〇日付け見積書（見積額：〇〇〇〇〇〇円）
- エ 〇〇〇〇年〇月〇〇日付け見積書（見積額：〇〇〇〇〇〇円）
- オ 平成〇〇年度ピクチャーレール・ブラインド取付け修繕完成検査写真
- カ 〇〇〇〇年〇月〇〇日付け請求書（請求額：〇〇〇〇〇〇円）
- キ 〇〇〇〇年〇月〇〇日付け領収書（金額：〇〇〇〇〇〇円）
- ク H〇〇年〇月〇日付け請求書（金額：〇〇〇〇〇〇円）
- ケ H〇〇年〇月〇日付け請求書（金額：〇〇〇〇〇〇円）
- コ 平成〇〇年〇月〇日起票一般会計支出負担行為兼支出命令書（金額：〇〇〇〇〇〇円）
- サ 平成〇〇年〇月〇日起票一般会計支出負担行為兼支出命令書（金額：〇〇〇〇〇〇円）

(2) 担当職員は当初、当該取付け業務全体に係る見積書（上記ア）を徴取したが、町一般会計予算で対応する部分と当該返金を充てる部分に分けて発注するために、それぞれの部分について改めて見積書（上記イ、ウ及びエ）を徴取し、発注を行った。

(3) 町一般会計から支出した部分については、いずれも5万円未満であったため、見積もり依頼は口頭で行い、財務規則第121条に基づいて、契約書等の関係書類も省略していた。したがって、上記イ、ウ、ク、ケ、コ及びサ以外の文書は作成も入手もしていない。

- (4) 町一般会計を経由することなく当該返金を直接充てた部分については、財務規則等に定める手続きを取ることなく発注及び支払いを行ったため、上記エ、カ及びキ以外の文書は作成も入手もしていない。
- (5) 審査請求人は、他にも財務規則に基づいた文書が存在するはずだと主張するが、当該取付け業務に関して実施機関が保有している文書は、上記アからサのみである。これらの文書を対象文書1として特定し、情報公開条例第6条第2号に該当する部分を除き、公開を行った。
- (6) 上記ウについて、文書公開の際に、複写の対象から漏れてしまい、写しの交付を行っていなかったことは認めるが、その時に閲覧は行っている。

2 対象文書2に係る説明

- (1) 審査請求人からの申入れを受けて、平成〇〇年〇月〇日、関係職員2名がお詫び状を届けるために審査請求人宅を訪問し、帰庁後、職員のうち1名が審査請求人宅での状況を顛末書（以下「当該顛末書」という。）にまとめ、決裁に付した。
また、このお詫び状を作成するに当たっては、起案文書（以下「当該起案文書」という。）を作成し、決裁を受けていた。
- (2) 公開請求の内容から、当該顛末書及び当該起案文書を対象文書2として特定したが、当該顛末書が情報公開条例第6条第5号オに該当すると判断し、これを除いて公開を行った。
- (3) 情報公開条例第6条第5号オには、町の機関が行う事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれの有る情報は、非公開とすることができるという旨が規定されている。当該顛末書には、職員が特に記録に留めておくべき情報として、審査請求人に対する職員の主観による印象・様子が記述されており、こういった文書を公開することになれば、今後、職員が類似する文書を作成する際に、職員の心証、所見等を加えることを躊躇しかねない。記録としての意義が薄れ、事務の適正な遂行に支障を及ぼす可能性が有ることから、当該顛末書は、情報公開条例第6条第5号オに該当する文書だと判断した。

- (4) また、当該顛末書には個人情報が含まれており、情報公開条例第6条第1号に該当する文書であると判断されるところだが、個人情報に係る当該本人が公開請求者（審査請求人）であることを考慮し、当該個人情報を除外せずに公開可否を検討した結果、同条第5号オに該当すると判断したものである。

3 対象文書3に係る説明

- (1) 国文祭を開催するに当たり、国文祭実行委員会を設置し、実施機関はその事務局の任に当たった。国文祭を開催した平成〇〇年度には国文祭実行委員会会計を立ち上げており、事業終了後の平成〇〇年〇月〇〇日に会計監査を実施の上、同月〇〇日開催の会議に決算を報告し、承認された。
- (2) 請求の内容から、国文祭実行委員会の平成〇〇年度収支決算報告書（以下「当該決算書」という。）と簿冊「国民文化祭会計簿」内の領収書一式を対象文書3として特定した。この領収書のうち、審査請求人への報酬の支払いに関する文書以外については、情報公開条例第5条第4号に規定する利害関係を有するとは判断されないことから、当該決算書及び審査請求人への報酬の支払いに関する文書のみ公開の対象とした。また、審査請求人への報酬の支払いは口座振込で行ったため、受領者である審査請求人からの領収書は存在せず、それに類する文書として金融機関に振込依頼を行ったことを示す振込受付書の公開を行った。
- (3) 情報公開条例第5条各号には公文書の公開を請求することができるものが規定されており、同条第1号から第3号で町民又はそれに類するものに、同条第4号で、前3号に掲げるものと同等程度の利害関係を実施機関が行う事務又は事業に対して有しているものに公開請求権を保障している。ここで言うところの利害関係を有するものとは、「自己の権利、利益等に直接影響を受け、又は直接影響を受けることが確実に予想される」状況にあるものを指すと判断されるところである。
- (4) 審査請求人は、自身が国文祭△△△△部門企画委員会（国文祭実行委員会の下部組織）のコーディネーターを務め、国文祭における〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の準備、運営等に従事したことを理由に、

利害関係が有ると主張している。しかしながら、実行委員会の規程上、予算に関する事項の決定権は国文祭実行委員会に専属するものとなっており、企画委員会のコーディネーターであった審査請求人は、予算、会計処理及び決算については何ら権限・責任も有しておらず、関与も無かった。これらのことから、当該決算書に付随する領収書のうち、審査請求人への報酬支払いに関する文書以外は、利害関係が無いと判断したものである。

第4 審査会の判断

1 対象文書1に関する判断

(1) 審査請求について

実施機関は、対象文書1として特定されるべき文書は、部分公開を行った文書で全てであると説明する。

これに対し、審査請求人は、町の会計処理上、財務規則に基づいた文書が他にも存在しなければならないと主張し、それらを追加して公開することを求めているので、審査会は、これらの文書の存否について検討する。

なお、第3の1(1)ウが公開されていないという審査請求人の主張については、聴取りの結果、審査請求人から求めがあれば写しの交付を行う旨実施機関から回答を得ているので、本答申においては検討しないこととする。

(2) 部分公開された文書以外の存否について

ア 実施機関が保有する文書等の調査

審査会で、当該簿冊及び関係簿冊に保管されている文書、文書管理システム（文書の収受、起案等を一元的に管理しているシステム）の登録データ及び実施機関が使用している共有フォルダ内の電子データを対象に、実施機関が保有する文書等の調査を行った。その結果、当該簿冊に綴られている第3の1(1)アからサ以外に、対象文書1として特定すべき文書の存在を確認することはできなかった。

イ 実施機関の説明について

前述の調査結果に加え、実施機関の説明に不自然、不合理な点が無いか以下検討する。

実施機関は、町一般会計からではなく、当該返金を直接充てた部分については、そもそも財務規則に基づいた処理をしておらず、同規則に基づく文書を作成等していなかった旨説明している。当該返金は、平成26年度一般会計及び国文祭実行委員会会計から支出されたものであるため、これらの決算書を審査会で調査したところ、当該返金が歳入処理されていないことが確認された。また、平成28年度三種町議会9月定例会において、当該返金が不適切に取り扱われたことを町当局が町議会に報告を行っていることから、当該返金を歳入処理していなかったという実施機関の説明には、一定の信頼性が有ると判断される。町一般会計を経由しないで支出した部分に財務規則に基づいた処理を行っていなかったこと自体には不自然な点は無く、当該返金の不適切な取扱いの是非を除けば、実施機関の説明に不自然、不合理な点は見受けられない。

また、実施機関は、町一般会計から支出した部分について、財務規則第121条に基づいて契約書等を省略し、それに合わせて見積書の提出依頼等も口頭で行い、文書を省略した旨説明している。審査会で調査したところ、同条は金額等に応じて契約書等の作成を省略できる規定であり、加えて、前述の調査においても契約書やその他文書は発見されていないことから、実施機関の説明に不自然な点は無く、不合理であるとまでは言えない。

ウ 審査請求人の主張について

更に、審査請求人の主張を踏まえ、部分公開済みの文書以外に対象文書1が存在する可能性について以下検討する。

審査請求人は、当該返金が歳入処理されていないことは、公的機関としてあってはならない、財務規則に基づいた文書が存在するはずだと主張する。確かに、この主張には一定の合理性が認められるところであり、本来であれば、例えば当該業者への支払い〇〇〇〇〇〇円に係る支出負担行為兼支出命令書は、同規則第53条の規定に基づいて作成されているはずである。しかしながら、上記イで検討したとおり、当該返金が不適切に取り扱われ、歳入処理されることなく当該取付け費用に充てられたことが事実であると判断することが妥当である以上、この主張を以て、当該返金を充てたと実施機関が説明する部分について、財務規則に基づく文書が存在するとまでは言えない。

また、審査請求人は、当該取付け業務に分割発注等、不適切な事務処理が見られることから、公開されていない文書が有るはずだとも主張する。この主張にも、一定の合理性は有るが、部分公開済みの文書以外

に対象文書1として特定すべき文書を保有していないという実施機関の説明が不自然、不合理だとまでは判断されない以上、この主張を以て審査請求人が存在を主張する文書が存在するとまでは言えない。

2 対象文書2に関する判断

(1) 審査請求について

実施機関は、対象文書2として特定した文書のうち、当該顛末書については、情報公開条例第6条第5号に定める非公開情報が含まれているため、公開できないと主張している。

これに対し、審査請求人は、当該顛末書を非公開とした部分公開決定処分取消しを求めているので、審査会は、当該顛末書の公開可否について検討する。

(2) インカメラ審理

実施機関は、当該顛末書に、審査請求人宅を訪問した職員の主観に基づく記録が残っていると説明しているため、審査会でインカメラ審理を実施し、その内容の確認を行った。その結果、確かに一部そのような記述は見受けられたが、その他にも、審査請求人の氏名や、担当職員が審査請求人宅を訪問した事実等、審査請求人の個人情報が含まれていることを確認した。また、当該起案文書にも審査請求人の個人情報が含まれていることを確認した。

(3) 三種町情報公開制度と自己情報開示請求権について

ア 三種町情報公開制度（以下「情報公開制度」という。）は、三種町の保有する公文書に対する公開請求権を保障することで町政に対する理解と信頼を確保することを目的としており、情報公開条例第5条第1項各号に規定するものであれば、請求の目的に関係無く公開請求を認める制度である。公開義務に関する事項が同条例第6条に規定されているが、同条各号に規定する情報のいずれかが記録されている場合を除いて公開しなければならない旨が規定されているのみであり、公開・非公開の判断に当たって、公開請求者が誰であるかは考慮されないものである。

イ これに対し、三種町個人情報保護制度（以下「個人情報保護制度」という。）は、町における個人情報の適正な取扱いに必要な事項を定める

ことで町民等の権利利益を保護する制度であり、その一環として自己情報の開示を求める権利を保障している。当然のことながら、開示・非開示の判断に当たっては、原則、開示請求者が当該本人であることが求められるものである。

ウ 情報公開制度において、請求者自身の個人情報を公開することは想定されていない（情報公開条例第6条第1号）。一方で、個人情報保護制度は、請求者の自己情報の開示請求権を保障している。両制度は、目的や性格を異にする制度であり、情報公開制度が当該本人による自己情報の公開請求権を認めていると解することは、適当ではない。

(4) 対象文書2の公開可否について

当該顛末書は、前述のインカメラ審理で調査確認したとおり、審査請求人の個人情報が含まれている。これは、情報公開条例第6条第1号に規定する非公開情報と判断することが妥当な情報である。したがって、三種町個人情報保護条例（以下「個人情報保護条例」という。）に基づく個人情報の開示請求であればともかく、情報公開条例に基づく情報公開の対象とすべき文書ではない。

なお、実施機関は公開しても差し支えないと判断したと説明するが、当該起案文書もまた、審査請求人の個人情報が含まれる文書であるため、本来であれば個人情報保護条例に基づく手続きを行った上で開示することが適当であったと考えられる。ただ、公開を行った相手が当該個人情報に係る当該本人であり、本件処分による当該個人情報の公開によって審査請求人の権利利益を不当に害するおそれはないと考えられること、情報公開条例第6条は個人情報の公開を禁ずる条文ではないことから、当該起案文書を本件処分によって公開したことは、適切ではないものの、不当であるとまでは言えない。

3 対象文書3に係る判断

(1) 審査請求について

実施機関は、情報公開条例第5条第4号に定める利害関係を有していると言えるためには、自己の権利、利益等に直接影響を受け得る状況にあるものでなければならず、審査請求人はそれには当たらないと説明する。

それに対し審査請求人は、当時の国文祭△△△△への関わりを考えれば、利害関係は有るはずだと主張し、実施機関が特定した対象文

書3の全てを公開することを求めているので、審査請求人の情報公開条例第5条第4号に規定する利害関係の有無について検討する。

(2) 情報公開条例に規定する利害関係の解釈に係る基本的な考え方

ア 町民の知る権利に基づく情報公開請求権を保障し、町民への責任を果たすことにより、町政に対する理解と信頼を図ることが情報公開条例の目的であり（同条例第1条）、実施機関は、これを十分に尊重して情報公開制度を運用しなければならない（同条例第3条）。

イ 情報公開条例第5条第1項各号には、公開請求権を持つものが、町内に住所を有する者（第1号）、同項第2号に町内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体（第2号）、町内に存する事務所又は事業所に勤務する者（第3号）及び前3号に掲げるもののほか、実施機関が行う事務又は事業に利害関係を有するもの（第4号）と規定されている。同項第4号に規定する利害関係が有ると言えるためには、ただ単に公開請求者が主張するだけでは足りず、客観的に利害関係が有ることが認められなければならないところである。ただ、この規定は、町民及びそれに類するものでないものに対するある種の制限であると言え、その判断に当たっては、個々の事情を鑑み、上記の制度目的に合致するよう十分留意しなければならない。

(3) 情報公開条例第5条第1項第4号の該当性について

ア 実施機関は、情報公開制度が町民のための制度であることを理由に、町民でないものに必要以上に情報公開を行うことは必ずしも町民の利益に繋がらず、実施機関の事務又は事業に直接的な利害関係が有ることが客観的に認められるような状況でなければ情報公開条例第5条第1項第4号に該当しないと説明し、町民でないものに対する公開請求権は一定程度制限されるべきだという旨主張している。しかしながら、同条例の目的を鑑みるに、実施機関が主張するような制限的な運用を行う合理的な理由を見出すことが出来なかった。

イ 審査請求人は、自身が△△△△部門企画委員のコーディネーターを務め、国文祭△△△△の準備、企画等に携わったこと、企画委員の事務分掌に企画委員会の予算の審議が規定されている（部門別企画委員会運営規則第2条）こと等を理由に、条例第5条第1項第4号に規定する

利害関係を有していることを主張している。審査請求人の主張を踏まえ、実施機関に聴取りを行い、調査を行ったところ、審査請求人が国文祭の△△△△の準備、運営等に携わるに当たって、部門別企画委員会運営規則第2条に規定される△△△△部門企画委員会の所掌事務に相当程度関与していたことが認められた。したがって、国文祭実行委員会予算が適正に執行されていたか否かについて、同部門の関係者と言える審査請求人には、利害関係が有ると認められる。

ウ 審査請求人が、△△△△部門企画委員会の事務に相当程度関与したことは客観的な事実として認められるところである。しかしながら、他の事業別企画委員会に対しては何ら関与しておらず、他の事業別企画委員会の予算執行が適正か否かについて、審査請求人が利害関係を有しているとは認められない。

(4) 公開範囲について

前述の判断を踏まえ、審査会でインカメラ審理を実施し、対象文書3の公開範囲を検討した。その結果、公開範囲を次のとおりにすべきであると判断した。

ア ○○○○○○○部門に係る領収書について
全て非公開とする。

イ △△△△部門に係る領収書について
情報公開条例第6条に規定する非公開情報を除き、全てを公開とする。領収書とは現金の支払いが行われた際に、その現金を領収したことを示す文書のことであるが、口座振込で支払われた支出については、領収書が存在しない。したがって、口座振込で支払いを行った支出については、当該金融機関に依頼したことを示す文書である振込受付書を領収書に代わる文書として公開しても差し支えないものである。

ウ 部門ごとに分けることのできない支出に係る領収書について
上記イと同様の扱いとする。

4 結論

(1) 第4の1のとおり、対象文書1として特定すべき文書を保有していないという実施機関の説明に不自然、不合理な点が有るとまでは認めら

れず、また、他に存在を認めるに足る事情も見当たらない。

- (2) 第4の2のとおり、対象文書2は、個人情報保護条例に基づく個人情報の開示請求であればともかく、情報公開条例に基づく公開請求の対象として取り扱うのは適切ではない文書である。
- (3) 第4の3のとおり、情報公開条例第5条第1項第4号について、実施機関が主張するような制限的な解釈及び運用に、合理的な理由を見出すことはできない。対象文書3のうち、審査請求人が相当程度関与していたと客観的に認められる△△△△部門に係る支出に関する文書については、非公開情報を除いて公開すべきである。
- (4) 以上から、審査会は本件審査請求に対して冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第5 審議の経過

審査会は、本件審査請求を次のとおり審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年 7月 6日	諮問 実施機関から弁明書收受
平成29年 7月14日	審議（平成29年度第4回審査会）
平成29年 8月 4日	審査請求人から補充理由説明書收受 実施機関から補充理由説明書收受
平成29年 8月25日	対象文書の存否調査 （平成29年度第5回審査会）
平成29年 8月29日	審査請求人から反論書收受
平成29年 9月22日	実施機関から再弁明書收受
平成29年 9月29日	審議（平成29年度第6回審査会）
平成29年10月 6日	審査請求人から補充理由説明書收受
平成29年10月23日	審査請求人から再反論書收受
平成29年11月 9日	答申の協議（平成29年度第7回審査会）

平成29年12月22日

答申の検討（平成29年度第8回審査会）

第6 答申に関与した委員

本答申に関与した委員は次のとおりである。

会長 大庭 秀俊

委員 板倉 雅美、委員 小玉 陽三、委員 櫻田 悦郎

委員 成田 隆道、委員 渡部 整悦